

柴監告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第14項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年6月22日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

記

平成31年度 財政援助団体等に対する監査（平成30年度補助金等に関する事務）

- (1) 監査の結果の公表年月日 令和元年6月20日（柴監告示第4号）
- (2) 措置通知があった年月日 令和2年6月16日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
○補助事業等に係る実績報告書の審査について 補助事業等の履行の確認は、町補助金等交付規則第12条により提出された実績報告書等により行うこととなっている。しかし、収支精算書等の提出だけで実績報告書が提出されず、写真等の添付もない課等が多く見られた。補助金等の交付にあたっては、実績報告書等の内容を同規則第13条に基づいて審査した上で、適正に交付されたい。	補助金等の交付にあたっては、柴田町補助金等交付規則（平成8年柴田町規則第1号）第13条の規定により、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査した上で適正に交付するよう、全課を対象に周知した。	全課共通 (財政課)

平成31年度 定期監査（平成30年度各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 令和元年8月21日（柴監告示第7号）
- (2) 措置通知があった年月日 令和2年6月16日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○適正な人事配置について</p> <p>ほ場整備事業や小中学校大規模改造事業の国庫補助採択に伴って、農政部門や教育部門において業務量が増加し人員に不足が生じている。また、上下水道課においては、鷺沼排水区雨水幹線工事や鷺沼5号調整池整備工事などの大型事業の推進に伴って、技師に不足が出ており、技術の承継にも支障をきたしかねない事態となっている。早急に業務量調査を行い適正な人事配置とするように定員の見直しを図られたい。</p>	<p>令和2年度より会計年度任用職員制度を導入し、不足する職員の確保及び正規職員を含めた適正な人員配置を行った。</p> <p>第7次定員適正化計画において、一定数の職員の確保を図り、また職員個々の能力向上、人材育成にも注力し、複雑多様化する行政需要に的確に対応できる体制を構築していく。</p> <p>技師や保健師、保育士等の専門職及び上級行政の採用試験に「SPI3 適性検査」を導入し、幅広い人材の確保に努めていく。</p> <p>人材の確保と併せて人件費の抑制のため、業務委託等のアウトソーシング可能な部門の調査研究を進めていく。</p>	<p>総務課</p>

平成31年度 随時監査（平成元年度工事請負・委託等契約（上期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 令和元年11月19日（柴監告示第9号）
- (2) 措置通知があった年月日 令和2年6月16日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○工事の変更契約について</p> <p>利用者の利便性を高め、観光客数と売上げ増を目指して観光物産交流館さくらの里にウッドデッキ設置工事が施工されたが、その際にウッドデッキの手すりの形状変更が行われた。設計変更にあたっては、言うまでもなく工事中予見できない事態が発生した場合にやむを得ず行われるものであり、当初の設計段階において、現状等十分精査・把握した上で計画し、施工すべきである。</p>	<p>発注工事における設計段階での念入りな調査と受注者との協議を徹底し、やむを得ない事由以外で設計変更が生じないように適切に対応していく。</p>	<p>商工観光課</p>